

岩手県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金

《介護人材新規参入促進事業》

【申請の手引き】

この事業（補助金）は、介護の仕事に従事しようとする者に対し、介護職員初任者研修修了後、岩手県内に設置している介護保険法による介護サービスを提供する事業所に就職し、介護職員として勤務した場合に研修に係る受講料を補助するものです。

補助金の詳細については、この手引きに加えて、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）及び岩手県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金交付要綱をご確認ください。

【お問い合わせ・申請書類の提出先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県 保健福祉部 長寿社会課 介護人材確保担当

TEL：019-629-5444 FAX：019-629-5439

Mail：kaigo-jinzai@pref.iwate.jp

【手続きの流れ】

補助金の交付手続きの流れは下記のとおりとなります。

具体的な手続き等については、2ページ以降を確認の上、進めてください。

【申請者】

介護職員初任者研修修了

※平成 29 年 4 月 1 日以降に修了する研修に限ります。



【申請者】

研修修了後、3 ヶ月以内に岩手県内の介護事業所に就職

※ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であることが必要です。



【申請者】

介護職員として3 ヶ月以上勤務した後、補助金交付申請書類を県に提出



【岩手県】

補助金交付申請書類の受理・審査



【岩手県】

補助金交付決定、通知書を申請者に送付



【申請者】

補助金交付決定通知書受理



【申請者】

交付（完了報告）請求書を県に提出



【岩手県】

交付（完了報告）請求書の受理・審査



【岩手県】

補助金振込



【申請者】

補助金受領

1 定義

(1) 研修

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号ロに掲げる都道府県知事が指定する介護員養成研修事業者が実施する介護保険施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程のことをいいます。

(2) 県内の介護事業所

岩手県内に設置している介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による介護サービスを提供する事業所のことをいいます。

2 補助金の交付対象について

この補助金は、次の①から⑤の要件をすべて満たす方が対象となります。
ご自身が対象となるかどうかを確認の上、申請手続きを進めてください。

- ① 平成 29 年 4 月 1 日以降に研修を修了した者であること（修了証明書の交付を受けたこと。）。
- ② 研修修了後、3 ヶ月以内に県内の介護事業所に就職し、介護職員として 3 ヶ月以上勤務した者であること。
- ③ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の者であること。
- ④ 研修の受講料を負担した者であること。
- ⑤ 研修の受講料について、国、岩手県又は市町村から補助金等を受けていない者であること。

注) ②の要件を充足する日が属する年度内に申請する必要があります。

3 補助対象経費、補助金額について

研修の受講料（補講料、追試受験料等を除く。）の 2 分の 1 の額（千円未満は切り捨て）を補助します。 ※上限 6 万円

4 交付申請（提出期限）について

補助金を受けようとする方は、上記 2 の②（介護職員として、3 ヶ月以上勤務）の要件を充足する日が属する年度内に、次の①から⑥の申請書類を県に提出してください。

- ① 岩手県介護人材新規参入促進事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 在職証明書（様式第 3 号）
就職年月日と証明年月日から 3 ヶ月以上勤務したことが確認できること。
- ③ 介護職員初任者研修修了証の写し
- ④ 領収書等受講料の支払いが確認できる書類（あて名が受講者本人に限る）
- ⑤ 補助金の振込口座が確認できる書類（通帳の写し等）
金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（ふりがな）が確認できること。
- ⑥ 研修の受講料が分かる書類（研修パンフレット等の写し）

注) 県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、書類の写しを保管する等の対応をお願いします。

5 補助金の交付決定について

県は、提出された交付申請書類を審査し、適当と認められる場合には補助金の交付決定を行い、「決定通知書」を申請者あて送付します。

なお、決定通知書は原則として申請書を受け付けた日（申請書類に不備や不足がなくなった日）から 14 日以内に発行します。

注) 申請書は先着順で受付けを行い、予算の残額がなくなった時点で受付けを終了します。

複数の申請を同時に受付け、これらの申請に係る補助金の総額が予算額を上回る場合は、所定の補助率（2 分の 1）に関わらず、予算残額に応じて按分して補助金額を決定します。

6 補助事業の変更、中止・廃止について

交付決定通知書の受領後に、補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をするときや、補助事業を中止・廃止するときは、次の申請書類を県に提出してください。

岩手県介護人材新規参入促進事業費補助金交付変更（中止、廃止）申請書（様式第 5 号）

7 交付（完了報告）請求について

決定通知書を受領してから 14 日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次の申請書類を県に提出してください。

岩手県介護人材新規参入促進事業費補助金交付（完了報告）請求書（様式第 7 号）

8 補助金の支払について

県は、提出された交付（完了報告）請求書類を審査し、適当と認められる場合には、補助金の支払いをします。

9 その他留意事項

書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存してください

例) 令和 2 年度に補助金の交付を受けて事業実施した場合は令和 7 年度末（R8. 3. 31）まで書類保存。